

就学援助制度とは？

家庭の経済的な理由により学用品費や学校給食費等の支払いが困難な世帯へ、就学上必要となる経費の一部を援助する制度です。

家庭の経済的理由とは、保護者の方の職業が不安定で所得が著しく低い、又は家計の中心となる方が疾病、急死、災害により家計状況が急変した場合など特別な事情があり経済的にお困りの方が対象です。

1 就学援助費を受けることができる方（カッコ内は申請の際に必要な添付書類）

- (1) 次の要件に該当する世帯は「石巻市就学援助費」を受けることができます（準要保護児童生徒）。
 - ① 生活保護が過去1年以内に停止され、又は廃止された
(生活保護の停止又は廃止を証明する書類の写し)
 - ② 世帯全員が市民税非課税
(世帯全員の非課税証明書等)
 - ③ 個人事業税・固定資産税が減免されている
(減免決定通知書の写し)
 - ④ 国民年金保険料が減免されている
(世帯全員の国民年金免除申請承認通知書の写し)
 - ⑤ 国民健康保険税が減免されている
(世帯全員の国民健康保険税減免承認決定通知書の写し)
 - ⑥ 児童扶養手当の支給を受けている
(児童扶養手当証書の写し)
 - ⑦ 社会福祉協議会より生活福祉資金の貸付けを受けている
(貸付決定通知書の写し)
 - ⑧ その他（特別な事情により該当になる場合もあります。）
(世帯全員の課税証明書等)
- (2) 東日本大震災により経済的に就学困難な事情があり、かつ、次の要件に該当する世帯は「東日本大震災に伴う石巻市被災児童生徒就学援助費」を受けることができます（準要保護児童生徒）。
 - ① 家屋が損壊（半壊以上）
(り災証明書の写し)
 - ② 失業又は自宅待機等となり、世帯収入が著しく減少した
(雇用保険受給資格者証の写し、離職票の写し、離職証明書、漁業経営従事証明書等)
 - ③ 警戒区域又は計画的避難区域内に居住していた
(原子力災害の被災者であることを証明する被災証明書又はり災証明書)
 - ④ 緊急的避難準備区域又は屋内退避指示が出ていた区域に居住しており、市町村の判断により避難した
(原子力災害の被災者であることを証明する被災証明書又はり災証明書)

注1) 各添付書類に加え、受給申請書上で住民基本台帳及び税情報の閲覧に同意されない場合は、住民票謄本の提出が必要となります。

注2) 生活保護の教育扶助を受給されている世帯の児童生徒は、要保護児童生徒として認定され、修学旅行費と医療費のみ支給対象となります。

2 申請手続について

お子さんが通っている各小中学校で申請することができますので、担任教諭にご相談ください。

- (1) 小・中学校それぞれにお子さんがある場合はそれぞれの学校に申請が必要です（この場合、添付書類は小学校・中学校両方に提出してください。）。
- (2) 申請書には、押印箇所及び口座番号等を記入する欄がありますので、お間違えのないように記入し、通帳の口座番号が記載されているページの写しを添付してください。
- (3) 提出する際、申請理由により添付書類が必要になりますので併せて提出してください。

裏面もご確認ください→

3 認定について

教育委員会が就学援助の認定の可否を判定し、学校を通じて申請者全員に決定通知書を送付します。

- (1) 継続申請・新規申請ともに6月下旬ごろに送付します。
- (2) 提出された申請書類に不備があり判定できない場合は、確認でき次第、通知書を送付します。
- (3) 申請理由が「その他特別な事情による場合」で申請した場合における判定により、各地区の民生委員・児童委員が調査に伺う場合がありますのでご了承願います。その場合、認定の可否の判定に時間をいただく場合があります。

4 援助される費用について

支給される費用は、次のとおりです（※金額は予定であり、変更される場合があります。）。

	小学校		中学校	
	第1学年	第2～6学年	第1学年	第2、3学年
学用品・通学用品費（年間）	11,420円	13,650円	22,320円	24,550円
新入学児童生徒学用品費等 （4月認定者のみ）	20,470円	—	23,550円	—
給食費	食した分の給食費を支給		食した分の給食費を支給	
校外活動費	宿泊なし	交通費、見学料の実費	交通費、見学料の実費	
	宿泊あり（年1回）			
修学旅行費	実費支給		実費支給	
医療費（対象疾病のみ）	医療券交付		医療券交付	

※ 他市町村から区域外就学により石巻市立小中学校に通学し、「石巻市就学援助費」（「東日本大震災に伴う石巻市被災児童生徒就学援助費」を除く。）の対象と認定された場合、石巻市から支給される費用は給食費及び医療費のみとなります。給食費及び医療費以外の費用については、住所地の教育委員会へお問い合わせ願います。

5 受給方法

援助費の受取方法は、直接口座払い又は学校長委任払いの2つとなります。

通常は、申請時の記載口座にお振込みします。学校長委任払いは、校長に援助費の受領・返納の処理を委任し、学校長から直接現金を受領する方法です。希望する場合は、受給申請書中の委任状欄に記名押印願います。

なお、給食費等が未納で、学校長から学校徴収金の未納の報告を受け、教育委員会が必要と認めた場合は、委任状の提出の有無にかかわらず、口座への支給を停止し、学校長委任払いに変更させていただきます。

※就学援助費は、保護者が支出した上記費用を補てんするための制度であり、学校徴収金等を免除するものではありません。学校からの徴収金については指定期日までに全額お支払いください。

6 その他

- (1) 認定の効力は、認定された日から翌年の3月31日までとなりますので、翌年度も続けて受給を受けたい場合は、必ず継続申請をしてください。
- (2) 申請日（学校提出日）により認定月が決定しますので、認定日を遡ることはできません。
- (3) 婚姻等により、支給対象世帯でなくなったにもかかわらず受給していた場合は、援助費の全部又は一部を返還していただきますのでご承知願います。また、虚偽の内容で申請された場合においても同様です。
- (4) 就学援助費支給制度では、住民基本台帳上は世帯分離し別世帯となっても実質的に同居している場合（ひとつ屋根の下で生活している場合）は収入等を同じ世帯としてみなし算定しますので必要書類（収入の分かるもの）を提出していただきます。